

木造住宅の耐震診断を補助します

函館市木造住宅耐震診断支援事業について

事業の目的

函館市内の建築物の耐震化を図り、地震による住宅の倒壊の被害から市民の生命、身体および財産を保護し、安全・安心な市民生活を確保することを目的として、木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助します



補助対象となる建物

次のいずれにも該当する市内の住宅

- ・ **昭和56年5月31日以前**に建築または着工されたもの
- ・ 木造の在来軸組構法
- ・ 3階建て以下
- ・ **一戸建て住宅、長屋および共同住宅**
(住宅以外の用途を有する場合、住宅の部分が延べ面積の1/2以上のもの)

この制度による補助金の交付を受けたことがないもの
建築基準法等の明らかな法令違反がないもの

補助金交付対象者

対象とする **住宅を所有している方、または、住宅を取得しようとしている方で函館市まちなか住宅建築取得費補助の住宅建築取得認定計画の認定を受けようとする方**

市税の滞納がない方に限ります

補助金額

補助率 耐震診断費用の2/3以内（千円未満切り捨て）
限度額 1棟につき6万円

※消費税等相当額を除く

令和

7

年度

受付期間ほか

令和7年(2025年)4月21日から9月30日まで

ただし、申込が予算額に達した時点で、受付を終了します。

補助金申請 函館市 都市建設部 建築行政課 電話 0138-21-3394
e-mail : kenchikugyosei@city.hakodate.hokkaido.jp
問い合わせ 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 本庁舎3階

函館市木造住宅耐震診断支援事業

補助金交付申請手続きの流れ

1

耐震診断の見積依頼

- 耐震診断員の所属する建築士事務所に見積りを依頼してください

2

補助金交付申請

- 「補助金交付申請書」に次の書類を添えて提出して下さい
 - ・耐震診断に要する費用の見積書
 - ・所有者を確認できる書類（登記事項証明書、登記事項要約 等）
 - ・住宅の付近見取図および外観写真
 - ・市税の納税証明書 ・振込依頼書 ・その他必要に応じた書類

補助金交付決定（市）

- 当該申請に係る書類を審査し、補助金交付の適否を決定します
- 補助金交付が決定した場合「補助金交付決定通知書」により通知します

3

耐震診断の契約・実施

- 補助金交付決定通知書を受けてから契約して下さい
- 耐震診断員が建物の状況を調査し、耐震性について診断します
- 耐震診断に着手したときは、「着手届出書」に耐震診断の請負契約書の写しを添えて提出して下さい

4

実施報告

- 診断が完了したときは、「実績報告書」に次の書類を添えて報告してください
 - ・診断報告書の写し ・領収書の写し または 請求書の写し
 - ・住宅建築取得計画認定を受けた方は、その認定通知書の写し

補助金額の確定（市）

- 実績報告書の内容が交付決定の内容に適合するかを審査します
- 確定した補助金額を「補助金交付額確定通知書」により通知します

5

補助金の交付・受領

- 補助金が交付されます
（振込依頼書で指定された金融機関口座に振り込まれます）

6

関係書類の保存

- 補助金交付を受けた方は、関係書類を5年間保存して下さい

耐震診断員
とは？

市内に事業所、支店または営業所を置く建築士事務所に所属している建築士で、北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断の区分で登録している者をいいます

耐震診断
とは？

耐震診断員が、（財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法または精密診断法により行う診断をいいます